

# 介護職員等処遇改善加算

## 介護職員等処遇改善加算について

令和6（2024）年6月の介護報酬改定において今までの加算が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- ① 現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までを算定していること
- ② 職場環境要件について、「入職促進に向けた取り組み」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること（※）

（※）見える化とは、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みについて、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表することとされています。

## 新加算の取得状況について

事業所名	処遇改善加算
特別養護老人ホーム やまづみ荘	Ⅰ
短期入所生活介護事業所 やまづみ荘	Ⅰ
通所介護事業所 やまづみ荘	Ⅰ
訪問介護事業所 やまづみ荘	Ⅰ
介護付有料老人ホーム やまづみ荘「のどか」	Ⅰ
グループホーム やまづみ荘	Ⅰ
小規模多機能ホーム やまづみ荘	Ⅰ
認知症対応型デイサービス やまづみ荘	Ⅰ
小規模特別養護老人ホーム やまづみ荘	Ⅰ
定期巡回随時対応サービス やまづみ荘	Ⅰ

## 職場環境等要件の取り組み内容

加算要件のひとつである ②職場環境等要件の当法人の取り組みについて、下記の通り公表いたします。

区分	内容
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<p>職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</p>
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<p>短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p>
<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p>
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<p>地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流</p>